⑿　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の２の２第２項の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

7　６の欄は、次によること。

⑴　区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

⑵　［略］

⑶　［略］

［削る］

⑷　通過帯域幅の欄は、次によること。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における６dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が、470MHz以上の場合は、中間周波数における３dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

⑸　雑音温度の欄は、「何K」のように記載すること。

8　［略］

9　８の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄に記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

10　10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「Ｎ－ＳＡＴ－110向け」のように記載すること。

11　11の欄は、次によること。ただし、設備規則第49条の24の２に規定する携帯移動地球局にあつては、空中線型式等の欄、利得の欄並びに口径及び追尾の方式の欄のみを記載し、それ以外の携帯移動地球局にあつては、全ての欄の記載を要しない。

⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

⑵　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、船舶地球局の場合は、地上高の欄に最高満載喫水線から空中線の輻射体の中心までの高さを記載し、移動する無線局（船舶地球局を除く。）の場合は、記載を要しない。

⑿　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条第５項及び第25条第５項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

8　６の欄は、次によること。

［新設］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

⑶　通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は６dB低下の幅を、470MHz以上の場合は３dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

［新設］

⑸　雑音温度の欄は、「(何)　K」のように記載すること。

9　［同左］

10　８の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

11　９の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「ＮＳＡＴ－110向け」のように記載すること。

12　10の欄は、次によること。ただし、携帯移動地球局（設備規則第49条の24の２に規定する携帯移動地球局にあつては、空中線型式等、利得、口径及び追尾の方式の欄を除く。）の場合は、記載を要しない。

⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さを記載すること。船舶地球局の場合にあつては、地上高の欄に最高満載喫水線から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。ただし、移動する無線局（船舶地球局を除く。）の場合は、記載を要しない。